

三線レンタル契約条項(県内)

沖縄県三線製作事業協同組合

下記三線レンタル契約条項(1~19)の内容を確認後、同意していただき、ご署名をお願いしております。

<三線レンタル契約事項 1~19 >

この度は沖縄県三線製作事業協同組合(以下甲という)の三線レンタルを御利用いただきまして、ありがとうございます。お客様には甲所有の三線及び付属品(以下三線という)を御利用頂きます際は、つぎの事をお約束して頂きます。

1. このレンタル契約はお客様に下記に記載する期間及び料金にて楽器をお貸し(レンタル)するものです。
2. お客様には契約の際、身分証のご提示をお願いします。
3. 料金は原則として全額を前金とします。
4. ご予約された三線をキャンセルされる場合は、甲が別途定めたキャンセル料をお支払い頂きます。(6日以内 50%より)
5. 三線のご返却が契約期間を過ぎた場合、レンタル日から1ヶ月まではそれまでの料金を、1ヶ月過ぎた場合は、甲が別途定めた延滞料金をお支払い頂きます。(1日¥100)
6. 三線は使用目的に合った使用をしていただき、利用、保管については充分なご注意をお願いします。
7. 三線が通常の使用による消耗以上に破損し修理を必要とする場合は、修理代金に相当する費用を弁償して頂きます。
8. お客様の不注意による三線の紛失あるいは修理不能状態になった場合は、三線の市場価格(¥35,000)と同額を弁償して頂きます。
9. お客様が三線を使用されるにつき、お客様の使用上の不注意によって生じた損害については、甲は一切の責任を負いません。
10. 甲は三線の操作機能確認の上お客様に三線をお渡しした後、お客様に生じた使用目的を達しない等の損害については、一切の責任を負いません。
11. 三線に構造上等の欠陥があり修理してもお客様のご使用目的を達成できない場合、直ちにご連絡を頂くものとします。
12. 甲は契約三線と同等の代替え品がない場合、上記レンタル料の支払い戻しをもって一切の責任を免れるものとします。
13. ただし連絡がない場合は、使用目的を達成したものとします。
14. 三線が盗難、火災にあった場合はお客様には盗難届け、被災証明をとって頂きます。
15. お客様は三線を第三者に譲渡、質入、転売、占有等の処分をしてはいけません。又、改造や改裝をしてはいけません。
16. 三線の返却時、著しく汚れている場合、掃除代金(¥5000)を頂戴します。
17. この契約に定めなき事項等が生じた場合は、信義誠実の原則に基づき甲とお客様協議の上、円満に解決するものとします。
18. レンタルプラン…下記のレンタルプランにて貸出いたします。
(貸出セット:三線1挺(人工皮)、ケース、爪、チューナー)
19. レンタル受け渡しの際には、必ず 貸出セット内容品をご確認ください。
不具合がある場合は、交換いたします。

三線レンタル契約書(県内)

【レンタル料金表 (1セット/税込価格)】

貸出期間	1泊2日まで	3~15日まで	16日~1か月
料金	¥1,100-	¥1,650-	¥3,300-
※延滞した場合は契約事項5に準ずる			

レンタル内容： 貸出数 _____ セット

レンタル期間： _____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日

レンタル料金： _____ 円

p.1の契約内容を理解し、了解の下、契約いたします。

_____年 _____月 _____日

自署

ご住所

お電話

スタッフの方へ
免許証を置いてコピーし、
このページを店舗控えにしてください。

【スタッフ記入欄】

三線 No. : R _____

料金支払日 : _____年 _____月 _____日 (担当: _____)

返却日 : _____年 _____月 _____日 (担当: _____)

備考 :

返却・連絡先 沖縄県三線製作事業協同組合

〒902-0067 沖縄県那覇市安里360-7 和光マンション1階

電話/FAX: (098)884-8288 メール: info@okinawa34.jp